

高浜まちなか交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高浜まちなか交流館の設置及び管理に関する条例（平成29年高浜町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 条例第5条に規定する高浜まちなか交流館（以下「交流館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、会議等で利用する場合は、午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認める場合は、町長の承認を得て開館時間を変更することができる。

3 条例第5条に規定する交流館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、交流館を休館することができる。

(1) 指定管理者が定め、あらかじめ町長の承認を得た日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(利用の許可等の申請)

第3条 条例第7条の規定により交流館の利用（条例第9条の規定による利用の変更又は中止を含む。次条において同じ。）の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者が別に定める方法により申請をしなければならない。

2 前項の申請は、利用期日の属する月の3箇月前の初日から利用期日当日までの間に行わなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可等)

第4条 指定管理者は、前条の申請に基づき、利用を許可したときは、当該申請者に指定管理者が別に定める許可書を交付するものとする。

(利用料金の免除の申請)

第5条 指定管理者は、条例第11条の規定により利用料金の免除を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その免除をする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、その承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者(条例第7条第3項に規定する利用者をいう。)は、利用に当たっては次の事項を守らなければならない。

(1) 常に整理整頓し、安全及び秩序の保全に努めること。

(2) 承認を受けずに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(3) みだりに指定された場所以外に立ち入り、又は施設を利用しないこと。

(4) 秩序を保持し、他の迷惑とならないようにすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者及び関係者から指示された事項を守ること。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。